

農林物資規格調査会農林産部会議事録

食品流通局品質課

1 日 時:平成12月6月21日(水)14:00～16:15

2 場 所:農林水産省第2特別会議室

3 出席者:[委 員]矢野会長、有馬部会長、青山委員、伊地知委員代理、河村委員、
緑川委員、三井所委員

[事務局]西藤局長、内藤品質課長、戸谷東京農林水産消費技術センター、
井坂上席規格専門官、鈴木課長補佐、中澤課長補佐

開 会

○内藤品質課長 時間となりましたので、ただいまから農林物資規格調査会農林産部会を開催させていただきます。

私、品質課長の内藤と申します。6月8日付で品質課長を拝命いたしました。前は福岡県の農政部長をやっておりました。ふなれではありますが、よろしくお願いいたします。

新委員紹介

○内藤品質課長 それでは、開催に先立ちまして、4月1日付で本調査会の委員に異動がございました。まずそのことにつきまして御報告いたします。

農林産部会の谷本委員におかれましては、先般お亡くなりになりました。その後任といたしまして、社団法人全国木材組合連合会の緑川前理事が任命されました。また、食品部会及び特定JAS部会をお願いしておりました白石委員が本調査会委員を辞退されましたので、日本チェーンストア協会の小笠原常務が後任として任命されましたことをあわせて御報告いたします。

それでは、新しく委員になりました緑川委員を御紹介いたします。

○委員 緑川と申します。よろしくお願い申し上げます。全木連の立場で参加させていただくことになりました。今日は秋田から参加させていただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。

○内藤品質課長 それでは、本日の出席状況でございますが、伊地知委員の代理といたしまして、三井木材工業株式会社の宮林さんに御出席いただいております。また、三井所委員が所用のため若干遅れて出席される予定となっております。

総数8名の委員のうち、現在6名の委員が出席されております。過半数を超えておりますので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行規則第11条の規定に基づきまして会議は成立しております。

配布資料の確認

○内藤品質課長 ここで本日配布しております資料の確認をさせていただきたいと思います。

○事務局(中澤) それでは、事務局より本日は皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

1枚目、議事次第に配布資料が1から8まで上がっております。資料1が農林産部会委員名簿、

資料2が諮問文の写しということで、本日5つの規格、製材関係、畳表の関係ということで諮問文が2種類ついております。それから、林産物の規格の見直し関係の資料が3-1から5ということで、見直しの概要ペーパーが3-1、規格の改正の新旧対照表が3-2から5まで4つついております。そのあと資料4といたしまして、パブリックコメント及びWTO通報に関係します意見の提出という資料がついております。続きまして、資料5として、畳表の日本農林規格の見直しについて、概要文と改正案の新旧対照表がございます。資料6が畳表に係るパブリックコメント及びWTO通報という資料をつけております。資料7がJAS規格の今後の見直し順位についてということで資料をつけております。また、今般JAS法が改正になりまして、規格見直しの位置づけが変わりましたので、その法律の抜粋が資料8としてつけてございます。

資料を御確認の上、もしない場合はお申し出いただきたいと思います。

○内藤品質課長 資料ございますでしょうか。

諮 問

○内藤品質課長 それでは、農林水産大臣から農林物資規格調査会に諮問されました事項につきまして、ここで朗読させていただきます。

○事務局（井坂） それでは、諮問文を朗読させていただきます。

平成11年12月2日に、農林水産大臣臨時代理から農林物資規格調査会長あてに諮問がありましたことを朗読させていただきます。

日本農林規格の改正について

下記の日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 針葉樹の構造用製材の日本農林規格
- 2 針葉樹の造作用製材の日本農林規格
- 3 針葉樹の下地用製材の日本農林規格
- 4 広葉樹製材の日本農林規格

以上でございます。

もう一通諮問が出ておりまして、それが次のページにございます。平成11年12月9日付で農林水産大臣から農林物資規格会長あてに諮問のありました畳表の日本農林規格の改正についてでございます。

畳表の日本農林規格の改正について

量表の日本農林規格を改正する必要があるで、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第9条において準用する第7条第5項に基づき、貴調査会の意見を求める。

以上でございます。

○内藤品質課長 それでは、農林物資規格調査会運営規程第4条の規定によりますと、有馬農林産部会長に議長をお願いするということになっておりますので、有馬部会長に議事を進めていただきたいと思います。

なお、局長、外に出ておりましたので、到着次第挨拶をいただくということで御了承をお願いしたいと思います。

それでは、部会長、お願いいたします。

○有馬部会長 有馬でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人指名

○有馬部会長 それでは、議事に入ります前に、農林物資規格調査会の運営規程第8条の規定により、本日の会議の議事録署名人を河村委員と緑川委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

食品流通局長挨拶

○内藤品質課長 局長が到着いたしましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

○西藤食品流通局長 遅参してすみません。食品流通局長の西藤でございます。6月8日付で食品流通局長を拝命いたしました。ひとつよろしくお願い申し上げます。

JAS制度につきまして、その前2年間、私、食品流通局の審議官をしておりましたので、制度改正のとき担当いたしました。そういう点で、新しい制度のもとにおけるJAS制度ということになります。いま一度思い出してみますと、消費者への情報提供の充実、一方では、JAS制度自体の合理化、見直しという課題の中での制度改正だったように記憶しております。そういう点で品質表示の徹底、あるいは最近の新たなものとして有機農林物に対する認証・表示の問題、JAS制度自体の見直しということで御論議がありました。

本日、委員の皆様方をお願いしておりますのは、規格、制定した品目について常に見直しを行っていく、5年ごとに見直しを行い、生産・流通・消費の実態から見て、規格がそれに離れて、規格のための規格にならないようにという趣旨だったと思っておりますけれども、それがいよいよ現実、皆様方の御意見をいただきながら、常に見直しをしていく、その第一陣だと聞いております。そういう点で、改正JAS法に基づく施策、いろいろなところで御理解、御論議をいただきながら進行いたしておりますけれども、そのうちの一つの大きな柱でございます。

本日は忌憚のない御意見をいただき、見直しの第一段に着手していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

重ねて、遅参して申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○有馬部会長 どうもありがとうございました。

議 題

(1)針葉樹の構造用製材の日本農林規格

(2)針葉樹の造作用製材の日本農林規格

(3)針葉樹の下地用製材の日本農林規格

(4)広葉樹製材の日本農林規格

○有馬部会長 議題の(1)から順に始めてまいりますが、(1)から(4)につきまして、製材の農林規格ですが、かなり共通点が多いということでございますので、(1)から(4)をまとめて御説明をちょうだいして、後に審議をしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局(中澤) それでは、事務局より、まず、林産物に係る製材の4規格について、定期見直しの概要につき御説明を申し上げます。

規格の見直しの内容について御説明する前に、まず、資料が前後いたしますが、資料8をごらんいただきたいと思います。改正したJAS法の抜粋が載っております。今回のJASの調査会より新しいJAS法に基づく規格の定期見直しの法制化が法律に明確に規定されましたので、その内容をまず御確認いただきます。

改正JAS法第9条の2に書いてありますように、「JAS規格がなお適正であるかどうかにつき、その制定の日から少なくとも5年を経過する日までに本調査会の審議に付し、速やかにこれを確認し、改正又は廃止しなければならない」というように規定してございます。今日の調査会もこの趣旨にのっとり見直しにつき御審議いただきたいと思っております。

また、資料7になりますが、定期的な5年ごとの見直しという考え方に基づきまして、現在あるJASの規格につきまして、今後5年間で見直しの計画を立てております。飲食料品、農産物、林産物、すべてこちらの一覧表に載せておりますが、本日対象となりますのが、木質建材のうちの製材の規格4つ、農産物のうちの畳表、以上の5規格を12年度の最初の検討課題として本日挙げております。

この規格の見直しの基本的な順位の考え方ですが、制定または改正の年月日を古い順に見直しを図るということを原則としております。それに加えて、今回JASの格付けの制度自体が大きく変わったことに伴いまして、検査を工場自らが実施する、検査を外部機関に委託しない、自己格付けをするための認定工場の制度を早急に策定すべき品目につきましては、制定、改正年月日の順にかかわらず見直しを図るという二つの考え方に基づきまして、この順位を定めております。

以上が、今回の法改正に伴う規格の見直しの位置づけの変更を最初に簡単に御説明をさせていただきました。

それでは、具体的な規格の概要につき御説明をさせていただきます。

資料3-1をごらんいただきたいと思います。針葉樹の構造用製材の日本農林規格等の見直し及び一部改正案についてということで、製材に係る4規格の見直しの考え方等を簡単にまとめたものですが、これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、製材に係る規格のこれまでの流れのようなものが背景として書いてあります。製材に係る規格というのは、平成3年までは「製材」という一本の規格で形づけられておりまして、例えば建築用の構造用の部材、家具、建具類、これらのいずれにも適用し得る汎用的な規格として位置づけられておりましたが、平成3年に用途別の規格への移行の必要性というものを検討の上、まず、平成3年、針葉樹の構造用製材、つまり住宅の柱、梁、桁、土台用の部材を想定しておりま

すが、構造用製材の日本農林規格というものをまず制定、その後、平成8年には針葉樹の下地用製材、建物の屋根とか床、壁の下地に用いられる部材を指しておりますが、その下地用製材の規格、また、同様に針葉樹の造作用製材、つまり敷居、鴨居、また内装用の部材という表に見えるような部分、化粧的な意味合いを強く持つ部材という意味で用いておりますが、造作用製材の規格、また、広葉樹製材の規格、この3つを平成8年に新たに定めております。

現在、このような形で製材は4つの規格がありますが、先ほど説明いたしました、改正されましたJAS法の9条の2の規定に基づき、この規格の必要性、そして、必要性を認めた上での内容の妥当性につき今回見直しを検討してまいります。

2番に、まず、規格の必要性につき簡単に概略をまとめております。

木材は、樹種、産地等によりまして、細かく言えば個々の樹木で性質が異なるものでありまして、それからつくられる製品につきましては、例えば節の位置、また年輪幅のサイズ、それらによっても大きく性質が異なってきます。これらの条件が、製品の品質に与える影響が極めて大きいものとして考えております。また、国産の樹種だけでなく、近年は特に外材の輸入の量が極めて大きくなっておりまして、現在我が国で製材品として用いられている製品は極めて多様な状況になっております。

製材の大半は、住宅建築用の部材として使用されております。これらは人々のふだんの生活、また生活の中での安全性、快適性、こうしたものに大きな影響の及ぶ製品として、品質に対する要求もさまざま出てきております。これらの要求にこたえ得る品質を確保していくことが必要でありまして、また、品質を見きわめる基準が、基本的に目視に基づく判定基準が主になっておりますので、品質の判断が極めて専門的、かつ経験的な熟練を要するものになっております。こうした状況の中で、判断の基準を明確に定めておく必要があると事務局では考えております。

以上、概念的な必要性につき申し上げましたが、次に、現在ある製材規格の現状つき御説明いたします。

(3)の①ですが、現在JAS規格の製材認定工場につきましては、下に表がありますが、製材工場1万2,810のうち、約45%、5,595が認定工場として指定されております。また、平成10年におきましては336万m³の格付けの実績を有しております。

2ページの頭のところに製材の生産量及び格付け量のここ3年間の推移が載っております。平成10年度につきましては、8年度、9年度より格付け量の実績が若干落ちておりますが、15,087千m³の生産量に対して、3,363千m³、約22%の格付けの実績を有しております。

②にまいりまして、現在、この製材のJAS規格そのものは実際に住宅を建てる、公共事業等の意味合いが強いかもしれませんが、公共事業の仕様書、また、住宅金融公庫、これらの融資基準の仕様書等にJAS規格を引用する形で、JAS製品を用いた住宅をつくるということを前提にした定めが入れられておりまして、このように実際の住宅施工の基準として使い得るものとされて、実際に使用されているという実績があります。

③ですが、今回の見直しに関連して、当方で製造業者、また流通業者、ユーザー、そして格付機関、これらを対象として規格の見直しに関するアンケート調査を実施しております。その結果を2ページ目につけております。工場数で約1,195、流通業者が80業者、格付機関が支所等、各地域の分所も含めまして56、ハウスメーカーが約160、以上、1,490余りの機関に対するアンケート調査を行いました。

回収率は約4割、今回は規格ごとに複数回答という形でアンケートをとっておりますので、1,491のうち、回答率として戻ってきたものは4割ですが、回答数は若干重複がありますので、数が多く見えるようになっております。

その結果を見ますと、規格につきましては、「現行のままでよい」とする回答が73%、「規格について存続はすべきであるが、改正をする必要がある」という意見が約1割、そして、「規格自体の必要性を認めない」とする回答が2割弱、18%という結果になっております。

以上のようなことから、8割の方々は、規格について、その必要性を認めてくださっているというようにまとめております。

以上のことから、規格については引き続き定めておく必要があるというように事務局の方では案をまとめております。

以上の前提に立ちまして、次に、規格の内容の見直しについて御説明申し上げます。

1番、アンケート調査、また、近年の住宅着工等の事情、そうしたものを見ますと、特に工程の合理化、また、プレハブ的な建て方、つまり工法の進歩といえますが、それらに伴いまして、狂いが少なく、寸法精度等も高い乾燥材の要求が高まってきております。また、今回、建設省の方で、この7月に、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に係りまして、「住宅の性能表示基準」を定めるという動きが出てきております。こうした中で、例えば含水率ですとか、寸法の精度ですとか、そうした品質に係る需要者の要望、また、住宅を建設する側の方々の要望もさらに強くなるような方向にあると我々の方では受けとめております。そうした品質が明確である規格品に対する要望というのは、今後とも一層高くなるというのが我々の見通しでございます。

今回行いました規格に対するアンケート調査におきましても、規格の必要性に加えて、改正等が必要という御意見をまとめてみますと、特に乾燥材の供給を強くしてほしい、これまでの製材のJAS規格では25%以上を乾燥材として位置づけておりましたが、乾燥という点においてはもっと厳しい基準をつけてほしいという御意見がかなり多く出されております。

ここで参考までに、現在の乾燥材の供給状況について簡単に御説明いたします。平成9年度、住宅用の構造部材としての製材の生産量は約2,200万m³生産されておりますが、人工乾燥機という乾燥工程を経た製品は約1割、190万m³という程度にとどまる状況になっております。こうした状況の中で、特に施工される側、また、住宅に住まわれる方々からの乾燥材、安定した規格の製品というものに対する要望が高いというような部分が1点、アンケート調査の結果出てきております。

さらに、2点目、3点目は重なる内容になりますが、組立式、また建売住宅といいますが、同じ形の製品をつくるということから、寸法精度の向上に対する要望も高くなってきております。さらに、製材品の製造工程の中では、特に近年はプレカットという工程、前もって工場において、例えばほぞ穴とか、そういうものを全部あけて、現地では組み立てるというような工法が進んできております。そうした事前にプレカットを行うという工程を考えると、同じ形の製品を求める需要が非常に高くなってきております。そういう要望がアンケートにおいても強く見られました。

こうしたアンケートの状況、また、現在の住宅施工の状況、こうしたものを踏まえまして、今回規格の見直しの案件として、特に乾燥材というものについての基準を強くする。今のところに含水率基準の見直しという点がありますが、これにつき検討を行ったということが1点ございます。

また、寸法精度の向上という方法を考慮する中で、先ほど御説明したように、乾燥材の生産の実情が、人工乾燥という工程を通るものが約1割という現状、そうしたものを踏まえる中で、乾燥材だけを求める規格では成り立たない、また、最終的な工程において、正しい寸法を持った製品に仕上げられるような余地を持った規格を加えようということで、従来の乾燥材の区分を「乾燥処理仕上げ材」という完全に規格品となったもの、もう一点が「乾燥処理未仕上げ材」というように、寸法に若干の余裕なりを持たせた上で製品を生産して、最終的な工程において寸法調整を行う余地を持った製品というような2種類のものに区分することで寸法精度の向上を図るような方策を検討することといたしました。

その他、規格の書きぶりの見直し、また試験方法の見直し、外国産樹種についての基準の見直し、そうしたものが個別の見直しでつけ加えるような改正もあわせて行っておりますので、これは個別の規格を見ていく中でまた御説明したいと思います。

以上、構造用製材を例示に挙げまして概略を御説明しましたが、下地用製材、造作用製材、広葉樹製材につきましても同様の部分につきまして、該当する部分を構造用製材に沿って見直しを行うという考え方でほかの規格も整理しております。

次のページですが、先ほど概略御説明しました改正の主要ポイントにつき、その部分だけ抜粋して挙げております。確認になるかもしれませんが、もう一度御説明いたします。

1点目が、乾燥材区分の見直しということで、これまで「乾燥材」という区分になっておりました規格を、「乾燥処理仕上げ材」、「乾燥処理未仕上げ材」という2つの区分に直しております。仕上げ材の方につきましては含水率20%以下ということで、今後寸法にほぼ変化が起きないと見込まれる含水率を規定した上で、規定寸法に基づく規格品をつくるというのが「乾燥処理未仕上げ材」でございます。

「乾燥処理未仕上げ材」というのは、含水率に若干の幅を持たせまして、これまでどおり25%以下のものであれば、こちらの規格には適合できるという形にしておりますが、特に25%のものについては、製品として完成した以降も、乾燥の進行に伴う若干の収縮等が起こることを想定しまして、最終的に寸法仕上げをする余地を残した製材品ということで規格を定めております。

2点目が含水率です。これまで一律に乾燥材という区分をD15から25というように、25%から15%までの基準を定めておったものを、「乾燥処理仕上げ材」については20%以下のもの、「未仕上げ材」についてはこれまでどおり25%以下のものという2区分を設けるようにした上で、それぞれの表記につきましても、「乾燥処理仕上げ材」につきましてはこれまでの乾燥材の表記「D」に「S」を加えるということで、その区別がわかるように表記を改めております。

寸法の許容誤差についてもあわせて見直しを行いまして、これまで乾燥材におきまして、寸法の許容誤差については $\pm 1\text{mm}$ 、もしくは 1.5mm の許容誤差を設けておりましたが、先ほど申し上げましたように、乾燥に伴う収縮等の進行ということを考えると、定められた寸法よりもマイナスものがあるのは、規格品ということ考えたときにまずいのではないかとということで、マイナス区分をなくしまして、プラスのみの許容誤差を設けるという修正を行っております。

以上が改正の主要点でございます。

これを実際の規格に照らしまして、また、その他個別の修正部分をあわせて確認方お願いしたいと思っております。

資料3-2ですが、左の方が改正案になっておりまして、線が引いてありますので、その部分を御説明していきます。今回の見直しに当たりましては、一つには規格の書きぶりをできるだけ統一するということも念頭に置いております。例えば定義の書き方、規格の基準の書きぶり、そうしたものをあわせて直しておりますので、そこもあわせて御説明いたします。

第1条の部分、これまで「構造用製材に適用する」というように漠然とした内容になっておりましたが、どういうものをに適用させるかということを書きあらわすということで第1条の書きぶりを修正しております。

第2条、定義の部分ですが、先ほど御説明しました「乾燥処理仕上げ材」、「乾燥処理未仕上げ材」の区分をそれぞれ言葉で定義しております。「乾燥処理仕上げ材」については「20%以下に乾燥処理を施した後、材面調整を行って、寸法仕上げをした構造用製材」、未仕上げ材については「乾燥処理を25%以下に施した後、寸法仕上げをしない構造用製材」というように位置づけております。

2ページにまいりまして、第3条、寸法のところですが、これまでどおり20%以下に処理を施す「乾燥処理仕上げ材」につきましては、定められた寸法に寸法を調整していただくということで、下の表にあります寸法をそのまま適用していただく。また、「乾燥処理未仕上げ材」につきましては削り幅を残す、最終的な材面調整をするための削り幅を残すために、必ずしもこの寸法に限らない寸法を設けてもよい。例えば最終的に105mmの製品をつくりたいとしたときに、未仕上げ材の場合には、例えば108mmという製品をつかってJASの格付けを行うことができる。これまでは105mmの製品でなければJASの製品として認められなかったのですが、未仕上げ材にしておけば、108mmでも109mmでも、その寸法を表示することでJASの格付けができるという形になります。その3mmなり4mmにつきましては、最終的な工程で調整して105mm製品にするという余地を残す規格品ということになります。

それから、表の一番右端ですが、これまで360mmまでの寸法を規定寸法として定めておりましたが、住宅の大型化等に伴って部材の大型化が必要であるという御提案を受けまして、390mm、もう1ランク上の規格品もJAS製品として認め得るように寸法サイズを一つ増やしております。

次に、第4条です。こちらは規格の書きぶりといいますか、体裁の部分の修正になります。これまで「保存処理」という記述につきましては、その基準部分を含めてすべて規格の文章の中の別記という表現で書きあらわしておりましたが、これにつきまして、こうした基準等については、すべて規格本体の中に加えるという修正を行うことといたしまして、すべてを規格の本体の表の中へ書き写すという修正を行っております。その部分がこちらに上がってきております。これにつきましては、最初の説明ぶりが変わってきておりますが、基準その他の内容についての変更はないということで、移記したという部分を御確認いただきたいと思います。

続きまして、含水率の基準が6ページの下からあります。先ほど御説明しましたように、乾燥材について20%以下と25%以下の2つの基準を設けるということで、こちらに基準値を記載しております。

7ページの中段、寸法につきましても、先ほど御説明しましたように、マイナス部分を外して、プラスの部分のみの寸法許容誤差を設けた基準をこちらに基準値として挙げております。

それから、表示事項の部分については、先ほどの乾燥材の区分の変更に伴います記述の変更ですので、これは機械的な言葉の修正になりますので、御確認だけお願いいたします。表示の方法の部分につきましても、これまでのD15、20、25の書きぶりを、SD15、20という記載を加えたという変更ですので、基準の変更に伴う書きぶりの変更ということで御確認をいただきたいと思います。

次に、10ページの中段部分をごらんいただきたいと思います。これにつきましては外国産樹種の基準の追加で、これまで御説明をしていない部分です。ニュージーランド等で多く輸出されておりますラジアタパインにつきまして、これらの樹種は非常に成長等がよいことから、これまでありましたJASの基準の平均年輪幅の基準、ここにありますように、6mm以下であること、8mm以下であること、10mm以下であることという3区分が設けてありますが、これに適合しないといいますか、これ以上の広い年輪幅のものであることからJASの製品として認められないという状況にありました。

ニュージーランドの方から、その強度に関する試験データ等の提出がありまして、ラジアタパインにつきましては、確かに年輪幅での規定は外れるが、十分に性能的な強度を担保し得るものであるということを証明したいという申し出がありまして、森林総合研究所等でその試験データ等に基づく検討をしていただいた結果、確かに年輪幅にかかわらず、強度、その他品質については他の国内の樹種と同様に担保し得るものであるという検討の結果を出していただいた上で、ここにありますように、髓心部から外れたものであれば、ラジアタパインについてはいずれも強度の等級に合うものとして認めることができるという基準を今回加えることにいたしました。

この書きぶりを説明しておきますと、「木口の長辺が240mm未満の製材」につきましては、「髓

の中心から半径50mm以内、つまり木の真ん中の部分から50mm以内の部分の年輪界を持たないものであること」、「木口の長辺が240mm以上のもの」については、「木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅3分の1までの範囲においては、髓の中心から50mm以内の部分を持たないものであること」、こういうものであれば強度的に十分他の樹種と比較し得るだけの性能を有するものであるというように位置づける規格を新たに付け加えております。これにつきまして御確認をお願いいたします。

10ページの中段から構造用Ⅱという規格になりますが、これについても、例えばラジアタパインの基準等は同様に書き加えるようにしております。

12ページの(3)の乙種構造材がありますが、この規格につきましても同様にラジアタパインの基準を設けております。

次に、機械等級区分製材の規格です。この機械等級区分を定める曲げヤング係数という基準値が、計量法の改正に伴う単位の改正ということで、これまで右欄に書いてありますように、「103kgf/cm²」という基準値で定めておりましたが、計量法の改正に伴いまして、こうした応力をあらわす単位として「GPa」もしくは「N/mm²」という基準値を用いるように統一されるという規定が定められておりますので、それに伴う基準値の改正を行っております。いずれも数値の概念を変えるものではありませんので、単位の変更による単純改正ということで数字の方は御理解いただきたいと思います。

次に、節の規格につきまして、新たに集中節の基準を設けております。これは機械等級区分機による測定上の欠点がいいろいろ指摘されておまして、その欠点を補うために径比を定めるということで、こちらも検討した上でその割合を定めております。

規格につきましては以上でございます。

あとは、別話の方で、試験方法につき一部変更がありますので、その部分を御説明いたします。均水率の区分、保存処理の区分においても文言の訂正がありますが、これは機械的な訂正ですので、省略させていただきます。

次に、曲げ性能試験の試験方法の変更を行っておりますので、37ページをごらんいただきたいと思います。曲げ性能試験の試験方法につきましては、これまで中央集中荷重方式の曲げ試験で、両端を支えた上で中央1点から力を加えるという形の試験方法を規定した上で、先ほど単位が変わった曲げヤング係数等を求めるよう規定しておりましたが、今回「3等分点4点荷重方式」というように、両端を下で支えた上で、上からの荷重を2点から行うという形の試験方法を取り入れることにいたしました。これにつきましては、国際規格としてISOの方でこうした木材製品等に係る試験方法等の規格を現在策定するような検討を進めているところですが、この試験方法が採用されるという状況が明らかになってまいりましたので、今回の規格の見直しにおいて、この試験方法を国際規格にのっとって定めるよう改正を行っております。

ただ、国際的な基準の場合ですと、外国のこういう製材品というのは、基本的に2×4製材みたいなものを主力に考えておまして、日本のように、4m、6mの通し柱というような長いものを余り想定しておりません。そういうことから、この試験方法、37ページの下の方に書いてありますが、「スパンが試験試料の短辺の18倍以上のものにあっては」ということで、例えば日本の10.5cm角の製材を考えますと、18倍としたときに、このスパンの長さが1.8m分ぐらいまでしかとらないというようなものを考えておりますので、日本の場合、そうなりますと、極めて長い柱のうちの一部の曲げ試験を行うような形になってしまいます。それですと、柱全体としての曲げの荷重値をとるということからしますと必ずしも適正なものになりませんので、ここに、日本独特の形になるのかもしれませんが、「スパンは試験試料の材長の4分の3以上とする」ということを定めまして、例えば4mの柱であった場合には3m以上のスパンはとりなさいという基準を定めるようにしております。

そのため、18倍を基準にしたときに対する曲げの数値の比率を38ページの以降の表に書いてあ

ります。比率を定めまして、長いものについてはこの比率を適合することで、同じ基準で比較することができるようにということで補正の係数を定めております。

曲げ能性試験についての改正は以上のようにしております。

以降は内容的に同じ改正になりますので、その項目だけを挙げさせていただきます。

資料3-3は針葉樹の造作用の製材の規格の改正です。

第1条の定義の部分を同様に直しております。

あと、基準そのものにつきましては、含水率も、これまで15%、18%というように、造作用につきましてはもとから定めておりましたので、別記の基準に載っていたものを、こちらの規定本体に移記するというだけの改正にしております。

寸法の許容誤差につきましても、造作用につきましては既にマイナス基準値を落としておりますので、これにつきましても表現をあわせただけで内容の改正等はしておりません。造作用につきましては、保存処理の基準値をこちらに書き加えたこと、そういった改正のみになっておりますので、その部分、1ページ、2ページ、それから、保存処理の部分につきましては4ページ、5ページにありますが、こちらをもって御確認いただきたいと思います。

次に、資料3-4、下地用製材です。こちらにつきましては、同様に第1条の適用の範囲の表現を、「下地用」というものをわかりやすい表現に直すということをしております。それから、第5条に保存処理の部分がありますが、これも同じように移記するという形をとっております。

5ページになりますが、含水率の基準がありまして、下地用製材につきましては、これまで仕上げ材、未仕上げ材という考え方はもとからありましたが、いずれも25%まで規格品として認めるようにしておりました。下地材につきましては、基本的に板材等が中心になるということもありまして、仕上げ材、未仕上げ材ともに25%の基準値を外しまして、20%以下のものを規格品としても認めるということで、構造用の製材よりも未仕上げ材につきましては、さらに含水率を一段厳しい基準として整理しております。

寸法の誤差につきましても、仕上げ材についてマイナスの許容誤差があったものを削るということで、これも構造用製材等々にあわせる形としております。

あとは、含水率の表示の方法等の表現系の直しですので、下地用製材の修正点の方も以上のような形になるということで御理解をお願いいたします。

最後に、広葉樹の日本農林規格です。こちらにつきましては、基本的に体裁の修正のみに終始することになっておりまして、例えば第4条のところに、広葉樹材を当てはめる樹種というものを規定しておりますが、これも今まで別記という形で書いてあったものを、規格の本体の中に書き加えるという修正をするほか、先ほどと同様、保存処理に係る規定を規格本体に移記すること、含水率についても、別記にあった基準値をそのままこちらに持ってくること、広葉樹の製材の含水率につきましては、用途が、壁材等非常に乾燥を要求する、また、狂いの少ないものを要求するということで、もともと10%、13%という非常に厳しい含水率を設定しておりますので、これについてはそのままという形にしまして、こちらに移記するという形をとっております。

あとの部分につきましては、基本的に表現ぶり、また、書きぶりの修正のみでございます。例えば保存処理試験の部分、含水率試験の書きぶりを構造用製材等にあわせるのみという修正になっておりますので、これにつきましては省略させていただきます。

規格の改正の内容の御説明につきましては以上のようにしております。

次に、パブリックコメントとかWTO通報によって寄せられた御意見につき、御紹介と、その対応ぶりについて御説明をしたいと思います。資料4をごらんいただきたいと思います。

製材につきましては、平成12年4月13日から5月12日まで、パブリックコメントを農林水産省のホームページにて実施いたしました。意見の方につきましては2件のみ上がってきております。2件につきまして内容を御紹介します。以下に①、②ということで実際の意見をつけておりますが、表紙に概要を書いてありますので、こちらを紹介します。

1点目は、針葉樹の構造用製材等につきまして、寸法誤差のマイナスを認めないというのは基準として厳しいのではないかという御意見が1点寄せられております。2点目としては、含水率の測定機器の見直し、また、こうした基準をより精度を高めるための方策を検討していただきたいという趣旨の御意見、この2点をいただいております。

これにつきましては、考え方としては、先ほど御説明しましたように、今後、収縮等が考えられる中で、測定の時点で既に求めるべき寸法を下回るような基準というのはやはり規格品としてはおかしいのではないか、上回るものであれば、寸法調整または収縮を見越したものという形で規格を維持することは可能ですが、下回るのはやはりふさわしくないという考え方で、これにつきましては、ぜひその精度を上げていただくという取り組みを図っていただくということで回答を差し上げたと考えております。

2点目の含水率の測定機器に関する精度の向上等についての御意見につきましては、JASの規格におきましては、規定上、含水率の測定方法を全乾重量法による試験法を規格上は定めております。そのため部材の一部を切断した上で、それを全乾させて、その重量差をはかることで含水率を求めるというように規定しておりますので、極めて厳密な含水率が出せるようになっておりますが、実際の製品で、切断することによって使えなくなる製品が出てしまうということがあること、また、全乾に要する手間とか、そういう部分があることから、運用の上では、含水率計を用いるということも実際には行ってきております。ただし、含水率計につきましては、特に厚みの大きい部材については、内部まで含水率計で測定することはなかなか難しい、また、周辺部分と内部の含水率の差が木材の場合、かなり差があるという実態から、含水率計の測定値にはある程度の幅を見越さなければいけないということで動いておりました。

確かに、御指摘にあるように、今後含水率に係る基準値をさらに厳しくメーカーさん方、需要者の方々が求めていくようになるということに対する対応として、含水率計そのものの精度を上げるという取り組みを図っていくことが必要だということ、通常使っております電気式の含水率計に加えて、最近、さらに深い部分まで測定できるような機器の開発に機械メーカーさんが取り組んでおりまして、そうしたものがほぼ完成の段階に差しかかっているということでございます。そうしたものをできる限り取り入れていくような方法をとるという取り組みが1点。

もう一つは、従来からの含水率計による測定値を使っていこうとする場合には、例えば全乾重量法と機械による測定値との補正を行うような方法を工場が取り入れるように今後指導を進めていくということで、含水率の精度を少しでも高めるような方向への指導を、JASに係る部分としてもやっていくという取り組みを図ることで、これらの御意見に対する対応としていきたいと考えております。これは規格そのものに直接かわるものではありませんが、今後の取り組み方向ということで対応を図っていくということで整理をさせていただく考えでおります。

以上、長くなりましたが、パブリックコメント等を含めて御説明をさせていただきました。

○有馬部会長 ありがとうございました。

4つの御説明がありましたが、専門委員会も開かれておりますが、討議の内容につきましてあわせてお願いいたします。

○事務局(中澤) 平成11年12月3日に、製材の規格に係る専門委員会が、三井所委員を座長

に、11名の専門委員の方々にお集まりいただいて検討しております。その際出された御意見と検討の状況を御紹介いたします。

やはり寸法の許容誤差、含水率の基準値、それと含水率の測定法に係る部分に御意見が集中いたしました。寸法の許容誤差につきましては、確かにマイナス部分をなくしてしまうということ、また、そうした場合にプラス部分を1mm、もしくは1.5mmとするだけというのは、最終的な仕上げを考慮するような製品を今後規格品として認めていくという中では厳しい部分があるのではないかと御意見も出されましたが、これにつきましては、寸法の許容誤差というもの、求められるものも今後厳しくなっていくという状況の中で、やはりマイナス部分については入れられない、また、プラス部分も精度を上げるように今後取り組んでいく必要があるということで、1mmまたは1.5mmという形で御了承をいただいております。

含水率の測定法につきましても、先ほどのパブリックコメントと同様に、含水率の測定法の精度を上げるための取り組みを図ることが必要ではないかという御意見も出されまして、これについても、規格そのものの書きぶりには、確かに全乾重量法を規定している以上、当然厳密な含水率の測定が行われるという規格になっているので、これについてはそのままにしておく。また、実際に運用等で使われる高周波の含水率計を用いた場合にも、先ほどあったような方策、精度を高めるための補正值なり、また、精度の高い機器に切りかえていくなり、そうしたことに今後取り組んでいくということが委員会のまとめとして意見が出されております。

それから、若干細かい部分ですが、専門委員会のおきに出した案に対して再検討の意見が出されましたので、そちらを御紹介しておきます。

針葉樹の構造用製材の部分では、先ほど規定寸法の基準が表でありましたが、あれ以外の構造用部材も、特に大型部材において実際に使われるものがある。そうしたものを特例として認める認定寸法というものをこれまでの規格で定めておりましたが、新しい規格の案をつくる場合、認定寸法というものを外したわけです。これについてはこれまでどおり規格以上のもの、大型化したものとか、特例の寸法を構造的に認め得るものについては従来どおり認定寸法を認めるという形で整理をし直しまして、もとに戻すことにいたしました。

それから、曲げヤング係数の改正の部分で、当初新しい単位として「ギガパスカル」という規定のみを定めることで考えておりましたが、建設省の方が住宅の部材の許容応力度等を現在告示なり法律なりで定めております。建設省の単位は「N/mm²」を設定しておりました。これらとの整合性を図る、また、利用者がこれらとの比較をしやすいために、両方の基準が使えるようにしておくべきではないかという御意見が専門委員会でも出されておまして、規格において両方の単位ではかれるように基準値を定めるというように整理をいたしました。

以上の部分が専門委員会でも出された意見に対する対応ぶりでございます。

○有馬部会長 ありがとうございます。

○○委員、何かございますか。

○委員 特にございませんが、先ほどの1mmと1.5mmが少し厳し過ぎるのではないかという意見ですが、仕上げ材については厳しくいきましようということでした。未仕上げ材については、最初の説明にありましたように、例えば105という材料で3mmとか4mmとか違うということではなくて、未仕上げ材を108mmの仕上げ材というような寸法の表現をしていけば1mmの範囲におさまることがあるので、その表現でいいのではないかという議論が未仕上げ材についてはあったと思います。

○有馬部会長 ありがとうございます。

○有馬部会長 それでは、4つの製材の規格であります、これはかなり共通点も多いのですが、一応一つずつけりをつけていった方がよいと思いますので、第1の針葉樹の構造用製材の日本農林規格について御意見等ございましたら、質問を含めてどうぞ。

○委員 早退させていただきますので、質問を早くさせていただきます。

前と変更したところではないのですが、今度のJASで、消費者の立場からすると安全性が強調されていることは非常に好ましいことですが、消費者の立場の安全性という、物理的な安全性というだけではなくて、今は専らシックハウス症候群の科学的安全性になっているわけです。この乾燥処理材については非常に細かく表示をなさうというふうになっていますけれども、質問は、これはユーザーといっても消費者が直接買うものではないとはいえ、「その薬剤名または記号」となっているわけですが、この際薬剤名だけにすることはできないものでしょうか。記号を見て、表を見ればわかることはわかりますけれども、今の消費者の安全性についての不安という点からいえば必要ではないかと思います。もちろんシックハウス症候群というのは製材だけではなくて、ほかのいろいろな建築用材から出てくることはわかっていますので、むしろ空中の問題だというようなこともあるかもしれませんが、製材そのものについても、この際きちんと表示をすべきではないかと思います。

もう一つありまして、先ほどのラジアタパインの話ですが、ラジアタパインが構造用製材の規格に入っているわけですが、それは他の規格、例えば含水率だとか曲げ性能だとかというものには影響しないのでしょうか、2点お伺いしたいと思います。

○事務局(中澤) 今の表示の部分というのは保存処理の薬剤の関係ということでよろしいでしょうか。構造用製材ですと9ページになりますが、その中段の部分で、「使用した薬剤を保存処理の項の表-3の使用した薬剤の欄に掲げる薬剤名又は薬剤の記号の欄に掲げる記号をもって記載すること」というように定めてある部分のことでございますね。○委員 はい。

○事務局(中澤) これにつきましては、これまで確かに記号というものを、K1からK5というように規定しておりまして、これらはある一定の基準を満たすもののくくりとして、記号そのものをなくすということは我々としてはしたくない。

○内藤品質課長 薬剤の記号です。

○事務局(中澤) 記号の表記だとわかりにくいと。

○委員 そうです。「薬剤名又は薬剤の記号」と書いてあるので、「又は」以下をやめたらどうかという意見です。

○有馬部会長 そのものずばりを書いたらどうかということですね。

○委員 少し長くなるかもしれませんが。

○有馬部会長 これはなぜ二つになっているのでしょうか。その辺また理由があるような感じがしますけれども。

○事務局(中澤) これは書く枠の限界というのがあって、例えば簡略化した記号でないと書き切れないというような物理的なこともあったと思うのです。薬剤名となりますと結構長いものになりますので。現在、記号もしくは薬剤名で書くことでよしとしている理由は、一つには確かに表示の欄を考えたときに極めて長くなってしまうという理由が1点、あとは、薬剤名イコール記号でイメージされるものもかなりあると。例えばCCA薬剤みたいなものというのは、一般消費者が保存薬剤というものをどこまで御承知かわかりませんが、一般的にCCA薬剤という形でかなり使われている事例もあるということで、どちらかを記載すればよいという形でこれまでは定めておりました。

○有馬部会長 実際のところは長いを書くということは少ないのでしょうか。

○事務局(中澤) 実態としては略語を書くという形で整理が進んでいるようです。

○委員 私だけ時間をとるのはいけませんから、それでお答えは結構です。22%しかJASが普及していないということを考えても、なるべく企業の人たちがJASを使ってもらえるように考えたいので、企業の人たちがしにくいということを消費者として言うべきかどうかちゅうちょしますが、さっき言いましたように、安全問題については消費者が悩んでいる渦中の問題ですので、消費者にもわかりにくいかもしれませんが、きちんとした薬品類を書くように考えていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

○有馬部会長 もう一つはラジアタパインの構造用に影響はないかということですが。

○事務局(中澤) これにつきましては、強度データだけではありませんで、JASの規格への適合性も含めてニュージーランド側から試験データ等を提出いただいた上で検討を行っております。ですので、年輪幅と曲げ等の強度のデータだけで判定を行っているのではないと、具体的に個別のデータまでお示しできれば一番よいのですが、ということですので、そこは……。

○委員 規格が前と変わっておりませんので、変わらなくてもやっていけるのかということが質問の趣旨です。

○有馬部会長 規格が変わっていないので、ラジアタパインが入ってきたことによって、ラジアタパイン特有のものが何かあったら、それで影響を受けることはないのかという御質問だと思います。

○事務局(中澤) 年輪幅の部分というのは確かにラジアタパインの特異性ですが、その他の部分につきましては同じ判断基準に立って判定ができるというように御理解いただいて大丈夫だと思います。

○有馬部会長 私もよく知らないのですが、これについては枠組壁工法の普及以来、ラジアタパインについてはやっています。それを受けられた上で判断されていると思いますので、特に大きく変わる必要はないだろうという御判断だと思います。年輪幅のことは入っているんですね。

○事務局(中澤) はい。

○委員 先ほど年輪幅が余りにも広いのを聞きまして。

○有馬部会長 それは大問題で、それこそ15年ぐらい前でしょうか、枠組壁工法の製材を変えらるというので入念にいろいろ検討された経緯がございます。それを受けて枠組壁工法の製材が変わっている。それをこちらを受けているので、まず問題があることはなかろうという御判断かと思います。

○委員 わかりました。

○有馬部会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 全体にかかわる話ですが、農林規格の普及率が低いということが現状としてあるわけです。それはどういう理由といいますか、また、今後こういった低普及率のままでいいものかどうか。これはほかの規格の普及との兼ね合いもありますが、どういう認識なのかということが1点です。

資料3-1のユーザーのアンケートで規格は必要ないとの回答が約2割と書いてあります。それは「とどまった」という表現で、細かいことを言うと、2割もあるという意味にもとらえられるし、この業界において2割程度必要ないというものがあって、それでいいのかどうか。認定工場の数も全工場の普及からすると半分以下になっているのですが、そういった現状を、私は、今後こういう農

林規格をできれば普及拡大する必要があると思うのですが、そういう目を見たときにどういうふうにとらえられておられるのかお聞きしたいと思います。

○事務局(中澤) まず、普及率の問題ですが、林産物についてのJAS製品の格付率というものを、製材に限らず、合板なり集成材というもののなかで見てもいいと思いますと、合板、集成材等の製品については約半数程度、製品製造量の半数程度が格付けの対象になっているという状況から見て、製材部門が林産物の中では特に低いものとして現在位置づけられております。

我々の方は、その低い理由をアンケート等でもお伺いするような形でやったのですが、先ほど御説明したように、乾燥材といいながら、パーセントの部分がはっきりしないのではないかという御意見とか、例えば含水率も25%というように、メーカーさんの方からすれば、JASの方が緩めであるということから、わざわざJASをとっただけの意味合いがない。JAS製品であるならば安心だという部分が目に見えてこないという御意見が結構多く見られておりました。

我々もそういう部分に対する対応を図っていくということで含水率について基準をより厳しいものにして信頼性を上げるなり、寸法の部分もマイナスをやめるという形で対応することで規格品の信頼がより上げられるのではないかという見直しを、今回、完全にということにはしていないかもしれませんが、実態を踏まえる中で、少しでも信頼を得られる方向へ変えるという形をとったつもりであります。

また、製品の格付率が現状2割ということ、他の林産物品が少なくとも5割近くはいつているという中で、また、工場自身もその数が半分に満たないというのは決して好ましいことではないと思いますし、当然上げていかなければならないというように考えているのですが、今言ったように、規格品そのものの均一化をできる限り図っていったら、JASのマークがついていけばここまでのものが間違いなく担保されるということがより鮮明になれば格付率は上がっていく。さらに、我々規格を推進する側の追い風として、品質確保の法律の中で、例えば強度を確保すること、含水率を確保することみたいなものを定めていただいたということは、規格化を進めていく、規格への皆さんの意識を高めていくという意味では追い風として使わせていただけるのではないかと考えておりますので、そうしたPRと、また規格自体もより厳しいものへ進めていっておりますという部分を、今後、製造工場の方々も、メーカーさんの方々へもお知らせすることで格付率を上げていけるのではないかとこのように現在期待をしているところでございます。

○委員 今、乾燥材がなかなか手に入らない、乾燥すると高くなる、輸入材に国産材が負けるとか、いろいろな問題があって、乾燥材がなかなか手に入らない状況にあります。今おっしゃった性能表示でも、乾燥を入れてみる検討が行われたのですが、それを入れると手に入らないケースが多過ぎるということで今回はやむなく外したのです。たしかそうだったと思います。大変重要な部分ですが、一度今の趣旨で入れてみたのですが、外さざるを得ない現実があるということで、現実の方がすごく厳しい状況にあって、普及率が低いというのは、建築の工法の話から林業やコストの話までいろいろな問題が含まれていて普及していないということではなかなか難しいと考えております。

○有馬部会長 普及率の問題ですが、表示させるときに、4つの規格がありますね。多分皆さんが普及率を上げてほしいというのは構造用製材だと思うのです。造作だとか、下地だとか、この辺になってきたらどうでもいいんじゃないかと思っておられる方が結構いらっしゃると思うのです。そうになると、このあたりは明確にしておかなければいけない点になるかもしれません。それは多分やっておられると思うのですが、そういう表示をしていただいた方がいいのではないかとこのことがあると思います。

もう一点ですが、今、〇〇委員から話があったのですが、乾燥材のパーセントの問題というのは工法と絡んでいるわけです。したがって、今の比率が使われている理由は、どうしても乾燥しておかないと対処できない、例えばプレカットだとか、工法上のところに対処せざるを得ないところはそうなるだろう。ところが、非常に自由度のある、大工さんのやる場所は、実は未乾燥であってもほとんど問題ないというやり方もやっておられると思うのです。そのあたりが反映しているとい

うことだろうと思うのです。したがって、状況に応じた使い方で、どういう比率になっているかということは今後の調査として大事なこともかもしれないという感じがいたします。

どうぞ。

○委員 乾燥材を供給する立場の方々の気持ちというのは、今、品格法が動き出したので、流通段階から乾燥材の要望がありますから、今までとは、ここ1～2年前とはメーカー段階では乾燥材に対する取り組みが変わってきていると思います。ただ、20%という形になりましたあたりが、25と20とでは、たった5%ですが、乾燥する立場からいきますと、実は一番難しい部分に入ってくることで、コスト的にも高くなるということが出てくると思います。そうは言っても、周りがそういう形で進んでおりますから、乾燥材の供給は少しずつは増えていくと思います。一つ心配なのは、国内で国産材の乾燥がスピードが上がらない状態で進んできますと、一気に外材の乾燥品が入ってくるという傾向が既に出ておりまして、製造品の価格体系がまず乾燥品から決まっていく。乾燥品で一定の価格が決まって、それから単位当たり幾ら安くなったのが未乾燥材だと、そういう価格体系が最近できつつあります。

逆に言いますと、乾燥材から値段が決まってくるということは、乾燥品の普及を早めるということになると思いますけれども、最近の流れはそういうふうになっております。25から20というのは技術的には相当難しいですし、コスト的にもかなり難しい部分があると思いますので、技術的に完成した乾燥機というものを私どもでも望むところでございます。

○有馬部会長 今の中で、乾燥処理の仕上げ材と未仕上げ材、未仕上げ材には25が残っているのですが、ここのニュアンスはどうなのでしょう。仕上げ材は25というのはなくしてしまいましたね、それは余り寸法を変化してもらっては困るよということで、恐らくいじらないということから来ていると思うのですが、未仕上げ材の方は25が一応残っておりますね。

○事務局(中澤) 今申し上げましたように、乾燥を進める中でも、実態として、今〇〇委員からお話いただいたような状況にある、乾燥度合いを高めるということは、特に工場の側の皆さん方にとってコストがかかるという中で、できるだけ正確な製品をつくるという部分を、ちょっとあいまいなのかもしれませんが、そういう要素を残したものが未仕上げという考え方になってくるんだと我々の方も考えております。

○有馬部会長 ほかにございませんか。

今〇〇委員のおっしゃった中で、乾燥材の価格体系、要するに乾燥材がベースになって価格体系ができているというのは、正直言って15年ぐらい前にはなかったことです。そういう点は随分変わってきている。最初に乾燥材の価格体系があって、建設物価にそれがどうして載っていないのかという話は随分前に建設側からありました。ところが、未乾燥材があってプラスアルファというのと、今言われたように、乾燥材があって、それより値引くというのは全然意味が違う。そういう点では随分事情が違ってきているという感じがいたします。そういう点では好ましい方向に動いているということかと思いますが、それをうまくこれが反映してくれればいいということだろうと思います。

○委員 品格法で性能の表示のところで外された部分があるところだけ申してちょっと片手落ちだったかもしれません。品格法の中で瑕疵担保10年というのがあって、既に施行されている部分なのですが、構造的な重大な瑕疵ということの中に、乾燥していない材料を使って大壁にできてしまっただけで壁が割れてきたとか、そういう問題が発生し、壁をはがしてみると構造材の仕口が開いていたとか、曲がっていたとか、そういう問題が発生してくるということにつながっていく、瑕疵担保10年の品格法からはかなり影響を及ぼしてくるだろうという気がいたします。ですから、乾燥材を大切にしようとする思いは、もちろん今の品格法の中にも反映されている部分があると思っています。

○委員 先ほどありました寸法の問題ですが、今回、規格としてはマイナスを求めないということで今までにないことだと思うのですが、構造用集成材の規格は現状まだあるのですが、あれは土

1.5なのです、それからマイナスを認めているわけです。これはこれからの改正の予定になっているのですが、今後、構造材についてはマイナスを認めないという方向に行のかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

記憶によりますと、構造用集成材の場合は、幅が $\pm 1.5\text{mm}$ 、梁製の方は $\pm 1.5\text{mm}$ 、もしくは $\pm 5\text{mm}$ 以内ということになっておりますので、製材についてだけマイナスが認められないということになりますと、これからの改正で、集成材についてもそういう方向に行くのかどうか、その辺の御質問でございます。

○事務局(中澤) 集成材につきましても今年度が見直しの年になっておりまして、今後検討を進めていくわけですが、ただ、同じ構造用部材、柱材等に使われるものですので、基本的な考え方は、現在事務局だけの考えですが、そこは同じような考え方でいくのが並びとして合っているのではないかと考えております。そこは見直しにおいて十分検討させていただきたいと思っております。

○有馬部会長 これは私の感じですが、集成材は工業製品です、ですから、基本的にプラスマイナスなのです。これは当然そういう世界です。したがって、含水率がどの辺に来るかということですが、恐らく15ではやられていない、もう少し低いと思います。したがって、プラスマイナスがあって、それがもろに寸法のプラマイなのです。ところが、製材の場合は、まだ乾わっている途中なのです。ですから、全く寸法が変化しないというものではない。一応変化するというのを考えると、本当はこの中にプラスマイナスがあってもいいのですが、そうではなくて、ここのところは含水率がまだ動くんだ、その可能性を残してプラスしかない、こういう説明のように私は受けとったわけです。そうしないと、これは木材の物理からいうと、そういう説明にならないと何となく変だなという感じはいたします。その辺どのように対応されるかというのはこれからの重要な課題だと思いますが、一般的には、同じように使うのに何で片一方というのは、素朴な疑問として恐らく出るだろうと思います。

○事務局(中澤) 今の座長からの、位置づけの違いみたいなことも含めてぜひ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○有馬部会長 それでは大体よろしゅうございましょうか。

あと、2番の造作用、下地用、広葉樹、いかがでしょうか。主として問題になるのは乾燥のところだろうと思いますが、用途に応じて使い分けをされているということで、構造用の場合より若干狭まっている。それから、広葉樹については、樹種の名前の位置が前と違っているのですね、そういうところがちょっと違っている程度で、基本的にはそう大きく違っているわけではないという解釈のようですが、何かお気づきの点ございましたらお願いいたします。2、3、4あわせて承った方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 計量法の改正に伴う表示の仕方の部分は混乱は生じないですね。

○事務局(中澤) 確かにパスカルという値がなじみが低いという意味を踏まえての御意見かと思うのですが、これにつきましては計量法の方で単位として統一すべきということで定めておりますので、ある意味では約束事になりますので、あわせざるを得ないと考えております。「 N/mm^2 」の方は、これまでも使われてきていない単位ではありませんので、そちらの方と併用することで何とかわかりにくい形にしたいと思っております。

○有馬部会長 広葉樹のJASだとか、下地用のJASの普及率というのは実際に調べることは可能なのですか。

○事務局(中澤) 格付けの率は出すことができるのですが、それぞれの部材の区分ごとの生産量を出すというのは統計上極めて難しく、そういう統計のとり方をしたことがないのです。その辺をどう押さえていくかということが課題としてあるかと思っております。

○有馬部会長 いかがでしょうか。

では、針葉樹構造用製材及び造作用、下地用、それから広葉樹の製材について原案が示されておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、原案でお示しいただいたこととお認めいただいたということでございます。

(5) 畳表の日本農林規格の見直しについて

○有馬部会長 それでは、5番目の畳表の日本農林規格の見直しについて、よろしく願いいたします。

○事務局(鈴木) それでは、畳表の方を説明させていただきます。私、鈴木でございます。よろしく願いいたします。

畳表ですが、余りなじみのない規格ですが、畳表の日本農林規格の見直し及び一部改正でございます。

背景からですが、畳表の日本農林規格は、昭和48年に制定されまして、昭和55年に一部改正をしております。現在に至っておりますが、格付けをしておりますのが県でありまして、岡山、広島、福岡、大分、熊本の5県で条例に基づいて格付けを行っております。この規格につきましては、法律の第9条の第2の規格に基づきまして、先ほど製材のところでも説明をしておりますけれども、5年に1回の見直しにおきまして、規格の必要性、内容の妥当性等について見直しを行うものでございます。

そういったことで、畳表につきましてもアンケート調査、聞き取り調査等を行いまして、規格の必要性について、2の(1)から(4)の事項について述べさせていただきます。

(1)ですが、畳表は、い草の品質及び産地による品質の格差、使用するたて糸による強度等の格差及びい草産地におけるい草生産農家の製織による品質の格差等、加工度合いが低いため、その原料、加工状況による品質のバラツキが起りやすいが、その判断には専門的、経験的な知識、技術が必要となる。そのため、当該規格は全国的な指標となっているということでございます。

この畳表の規格ですが、畳のJIS規格、建設省建築工事共通仕様書、都市基盤整備公団建築工事共通仕様書、住宅金融公庫建築工事共通仕様書、並びに府・県・市営住宅における畳の仕様書等に使われておりますということで、こういったところではJAS規格を規定しておるということでございます。

2番目として、当該規格の必要性につきましては、先ほど説明しました調査におきまして、生産、流通において全国的な基準による正当な評価が強く求められているということで、消費サイドでは各生産地での自主規格による対応で十分であるという意見もありましたけれども、統一的な規格による畳表生産の品質向上を、当該規格に期待する意見もありますので、事務局としては、今後とも当該規格は必要であると判断させていただきましたということでありまして、以下の規格の改正をさせていただきたいということでございます。3番目として、規格の内容の妥当性について書いてございます。

(1)ですが、畳表の生産において合成繊維糸のたて糸への使用が増加しているということで、このような畳表の評価を的確に行うことが求められておるということであります。一方、畳表の品質に対する信頼性を確保する観点から、生産地等の表示を求める要望が高まっているということで、これらの要望に基づいて畳表の日本農林規格の基準について改正を行いたいということで、(2)にその改正点を述べております。ア、イ、ウという3点の改正を行わせていただきますということでございます。

アですが、1種表、2種表及び3種表の規格(特等、1等、2等)において、麻糸と併用する場合に限り全体の3分の1以内の数で、合成繊維糸をたて糸として使用できることとするというのが1点目でございます。

2点目が、たて糸として使用する合成繊維糸の太さ、引っ張りの強さ及び伸び率の基準は、使用する麻糸と同等以上とするということでございます。その基準は括弧に書いてありますが、それぞれ330テックス以上、49.0N以上及び5.0%以下としましょうということでございます。

3点目として、1種表、2種表及び3種表の規格、これも特等、1等、2等及び3等においてですが、品質に関する表示の基準を設けさせていただくということで、次の事項を一括して表示すべきこととしましょうということであります。その基準は2ページですが、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)とありまして、(ア)はたて糸の種類、(イ)等級、(ウ)種類、(エ)産地名、これは畳表を製造した産地ということです。(オ)が製造業者又は販売業者の氏名等でございます。

(エ)ですが、これは昭和55年改正時の附則のうち、1種表の幅に関する経過措置を設けさせていただいておったわけですが、これは今回廃止しようということでございます。

4として、国内の生産量及び推移及び格付け状況の表を載せさせていただいております。こういった改正をしたいという内容でございます。

次に、畳表の日本農林規格につきまして、新旧対照表をつけさせていただいております。これは改正案と現行となっております、アンダーラインが引いてあるところが改正の内容です。主な点についてだけ説明させていただきます。

まず、定義のところですが、麻糸と綿糸と合成繊維糸の定義をしております。お読みいただければわかるような内容ですが、麻糸は「麻のみを原料とした糸をいう」ということでございます。綿糸につきましては、綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率、これは旧の規格にありましたものをそのまま持ってきております。合成繊維糸は、JISの規格にありますように、JISL0205に規定する合成繊維糸をいいますということで定義をさせていただきました。

2の中では、たて糸の数というところを改正させていただきましたけれども、1種表、2種表、3種表のたて糸の数のところを、麻糸につきましては3分の1の合成繊維糸を認めさせていただきますということです、その部分が改正になっております。1種表は133本中44本、2種表は128本中42本、3種表は126本中42本ということでございます。

3条ですが、この中で、特等だけはたて糸として麻糸を用いたもの又は麻糸と合成繊維糸を併用したものに限るということで、特等はこういったものに限っているという内容でございます。

それから、4ページの3が増えた部分ですが、表示の部分がが増えております。3、1種表、2種表及び3種表の品質に関する表示の規格は次のとおりとするということで、この表示の部分が増えたということでございます。一括表示事項は先ほど読ませさせていただいた部分でございます。

表示の方法ですが、こういった表示の方法で書いてくださいということでありまして、これは、これまでのJAS規格と同様な書き方になっております。たて糸の種類としては、たて糸として、麻糸を用いたもの及び麻糸と合成繊維糸を併用したものにあっては「麻」と、綿糸を用いたものにあっては「綿糸」と記載することということでございます。

等級ですが、特等にあつては「特等」、1等にあつては「1等」、2等にあつては「2等」、3等にあつては「3等」と、等外にあつては「等外」と記載することということでございます。

種類ですが、1種表にあつては「1種」と、2種表にあつては「2種」と、3種表にあつては「3種」と記載することということになっております。

産地名ですが、畳表を製造した産地名を国産品にあつては都道府県名で、輸入品にあつては原産国名で記載することということでございます。

2ですが、一括表示事項の項に規定する事項の表示は、各畳表ごとの端止めから6cm以内の箇所にしているということで、表示できる場所が7cmぐらいしかないということですので、こういった狭いところに表示しましょうということでございます。

表示禁止事項ですが、これは一般的な表示禁止事項です。多分こういったことは書くところがないと思いますが、(1)として「一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語」、(2)として「その他品質を誤認させるような文字、絵、その他の表示」ということで、禁止事項を記入させていただいております。

それから、測定方法も新しく加えさせておまして、第4条です。前条第1項の規格における重さ、水分、たて糸の太さ、張りの強さ、伸び率及び品位についての測定方法は次のとおりとするということで、重さは、計量器による測定値を1種表にあつては長さが205cm、2種表にあつては長さが196cm、3種表にあつては長さが191cmのものに換算した値を重さとするということでございます。

水分は、電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。

たて糸の太さはJISのL1095に規定する「一般紡績糸試験方法」によるものとし、たて糸が合成繊維糸の合糸である場合の測定は当該試験方法に、24.5N時の伸び率は切断時の測定方法にそれぞれ準ずるものとするということで決めさせていただいております。

品位ですが、毎年度ごとに別に定める特等、1等、2等及び3等の標準品との比較によるものとするということで、標準品を定めましょうということであつて、こういうふうに分けさせていただいております。

附則のところは経過措置のところをなくしております。

新旧の対照表は以上でございます。

次に、畳表の日本農林規格の一部改正の制定の設定又は改廃に係る意見提出の手續及びWTOの通報の件ですが、前者は受付期間が平成11年12月22日から平成12年1月21日の1カ月です。意見の提出件数は2件ありました。

意見の概要につきましては、表示に関して誰が責任を負うのか明確になり、表示を行うことは非常によいという意見をいただいております。②として、消費者の保護、品質確保のためJAS規格は必要であるという意見、③として、たて糸についての改正は、以前から業界内で問題になっており、改正の時期が遅い感がある、こういった意見をいただいております。

2のWTOの通報についてですが、受付期間は平成12年2月22日から平成12年4月21日まででございますが、意見の提出件数は0件でございました。

パブリックコメントの実際の意見を次のページからつけております。ごらんいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○有馬部会長 どうもありがとうございました。

討 議

○有馬部会長 畳表の規格についての御説明をちょうだいいたしましたが、何か御質問、御意見

ございますか。

○委員 い草の規格はあるのでしょうか。もしあるとしたら、それとこれとの関連性がどうなっているのか伺いしたいと思います。

○事務局(鈴木) い草の規格はありません。

○委員 原料のところからスタートすべきものでなければ、あれかなという感じはしたのですが、ないのですか。

○事務局(鈴木) い草の場合は、畳表のい草を査定会というものをやりまして、それで等級を決めております。

○委員 もう一点、国内生産数量が減っているのですが、この原料は全部国内産と見ていいのですか。

○事務局(鈴木) そうです。以前お送りさせていただいた分には海外のものも出ていると思うのですが、今度の資料はすべて国内産でございます。ちょっと減っております。

○委員 ありがとうございます。

○有馬部会長 そのほかいかがでしょうか。

これは海外から輸入しているものもあるのですか。

○事務局(鈴木) ございます。今、中国、台湾、韓国から輸入しております。

○委員 それは原料い草ですか。

○事務局(鈴木) 畳表としてが一番多いということでございます。

○委員 製品で入ってくるわけですね。

○事務局(鈴木) そうです。

○委員 い草としては入っていないんですか。

○事務局(鈴木) 少々入っておると聞いていますが、統計上は出てきておりません。

○委員 国産材率というのはどのくらいなのか。農家が減って厳しい思いをしているということを聞いているので、初歩的質問をさせていただきました。

○事務局(鈴木) い草としても入っているようです。すみませんでした。

○委員 もし畳表のところに輸入物が入ってありましたら、原産地名というのがどれほどの意味をなすのかちょっとわからないような感じがするのです。

○事務局(鈴木) すみません、もう一度お願いいたします。

○委員 国産の生産数量の中に、海外物の原料が入っておれば、産地名を書くことにどれほどの意味があるのか、製品としてできたところとなっておりますので、原料の原産国は関係ないわけですか。将来流通の構造が変わってくるといふことになると、このままでいいのかどうかということがちょっと。

○事務局(鈴木) 原草の原産国は特定するのが難しいんです。書きたいという希望も専門委員会の中でも議論されたように聞いておりますが、特定するのが非常に難しいということがございまして、織地でしたら特定することはできます。

○内藤品質課長 輸入状況としては、原草というのが62年、63年ころがピークになっておりまして、現在その5分の1から6分の1ぐらいに減少しております。それに反して、畳表とかござのようなもので輸入される形態が急速に伸びてきております。ですから、現地で生産して輸入するというところにメリットを感じているというふうに思っております。したがって、原産地名を書くということは、国内の産地にとってみれば、輸入品との対抗手段として要望が強いということでございます。原草を輸入して織っても、コストが高くなるので余りメリットがないわけです。そういう点で、生産地からは原産地を表示できるようにしてもらいたいという要望が強いわけです。

○委員 そういう意味もあって質問させていただきました。

○委員 畳の調査などを仲間がしているのを聞いておりますと、日本のメーカーが機械をアジアの国へ持って行って、つくり方を指導しながら、安い製品をたくさんつくって日本に持ち込むということが圧倒的に増えてきているというふうに言っておりました。国内でもい草は動いているんじゃないですか、県を渡って。

○内藤品質課長 動いております。

○委員 ですから、最後の段階でないと特定できないのではないかと思います。

○内藤品質課長 国内の生産地も困るところが出てくるかもしれないです。

○委員 それもあるので、国産という表示にしようということにしているわけです。せめて国産か海外もののどちらの原料かぐらいは今後検討しておく必要があるのかなという気がいたします。

○内藤品質課長 その場合は、製品段階で分ければ、海外製品と国内品はほとんど区別できるのではないかと思います。

○有馬部会長 これは海外からの製品というもののおさえというのは比較的容易にできていると考えてよいのでしょうか。そもそもトータル量として増えているのでしょうか、輸入品が増えているのはわかるのですが、トータル量としての畳表というのは、そもそも全体としてどんどん減っているのですか。

○事務局(鈴木) 減っております。

○有馬部会長 この比率以上に減っているのでしょうか。

○事務局(鈴木) そんなには減っておりませんが、需給量といいますか、住宅の着工戸数が減っておりますので、そうしますと、部屋数も減りますので、当然畳の部屋数も減ってくるということだと思います。

○有馬部会長 これは輸入、国産も含めて、虫だとか、防疫上の話というのは何かあるのですか。

○事務局(鈴木) 製品でしたら何もないみたいです。

○有馬部会長 自由に入ってくる、虫も自由に入ってくる可能性があるということですか。○事務局(鈴木) 草は持つてくることはできないと思いますけれども、製品になったら自由だと思います。確認してありませんが。

○有馬部会長 そういう規定はここにはないんですね。

○事務局(鈴木) ありません。

○内藤品質課長 それは検疫制度でやっておりますので。

○有馬部会長 検疫制度で対処すると。

○事務局(鈴木) はい。

○有馬部会長 ありがとうございます。

パブリックコメント等を含めると、現状にあわせていただいて結構ではないかということと、若干、検査のところで地域ごとにやっているのはどうかということがありますがけれども、これは現状からいったらこうせざるを得ないということなのではないでしょうか。むしろ自主的なものにお任せするというのでしょうか。余りこちらが規格として出過ぎたことをすることもできない、そんなようなことなのではないでしょうか。

○委員 方向としては、こういう方向になるのでしょうか。

○有馬部会長 各都道府県でやるような方向なのか、全国統一的な方向で検討するのか、この辺は非常に難しいところですね。福岡だけでは商売やっていけないという話も出ているようだし、そのために広島に行って受けるということになるわけですか。広島と福岡とで、評価がその年によって毎年違ってくる可能性がないわけではないということ。

○事務局(鈴木) そのために標準品をつくりましょうということで、標準をつくらせていただいているわけです。

○有馬部会長 今後、いろいろな面で重要な位置づけになりますね。特徴を生かすということは大変結構だけれども、逆に言うと、お互いに競争あるいは評価し合うということになってくるとまるで違ってしまふという、その両方を持っているということだろうと思います。

ほかに何かコメントございますか。

○事務局(鈴木) JASの前はばらばらでやっていたみたいです。各県ばらばらでやっていたものをJASで統一して、格付けだけは県にやってもらっていたということのようです。

○有馬部会長 格付けが5%前後というのはちょっとさびしい感じもするけれども。

○事務局(鈴木) それも先ほどの議論と一緒に、分母が、規格に合わないものもみんな入っておりますので、そういった意味で当然分母がもう少し下がってきますので、分母のとり方が難しいということでございます。言い訳になって申しわけありませんが。

○有馬部会長 いかがでしょうか。

○委員 専門委員会で検討しているときに、「麻糸のみ」という表現で、3分の1まで合成繊維が混じっていても「麻糸のみ」という表現でいいというところがあるのですが、ちょっと不思議なところですが、3分の1という意味が、一緒によってあるという意味ではなくて、麻糸が何本かあって、3分の1の数のたて糸に合成繊維が混じっている、そういう糸の数で3分の1というふうです。

それが多くなると草がよってしまう、麻糸が3分の2混じっているとフリクションでよらない、そういう意味で等級の表示になっているということでございます。純粋に「麻糸のみ」というのと、3分の1混じっていても「麻糸のみ」という表現になるのですが、そのところは不思議なのですが、次の

ときに検討してもらうということかなと思っております。

廃棄するときに、「麻糸のみ」と書いてあると腐るものの方に捨ててもいいような感じになるのですが、合成繊維が混じっているとそうはいかないということもありますので、廃棄などの考えると表現をかえた方がいいかなと思っております。

○有馬部会長 そうですね。廃棄の問題というのは、これからどうしても避けて通れない問題でしょうから。

いかがでしょうか。畳表のJASの規格については、原案のとおりでよろしゅうございますか。

それでは、原案どおり承認いただいたということでございます。

会長、何かございましたらお願いいたします。

○矢野会長 素人でございますけれども、先ほど来JAS規格の適用率と申しますか、利用率が低いということが気になっております。しかし、最近のように貿易が国際的になってきますと、国内で品質表示に関する規格を整理しておくということは、たとえ利用率が低くても必要なことになるのではないかなと思っておりますので、今回の見直しは大変よかったのではないかなと思っております。

以上です。

○有馬部会長 どうもありがとうございました。

予定されております議題は以上ですけれども、事務局の方から何かございましょうか。

○内藤品質課長 ありません。

○有馬部会長 それでは、先生方の方から、今の御審議以外のことで御意見、御質問ございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日のすべての議題を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○内藤品質課長 本日は熱心な御審議ありがとうございました。おかげさまをもちまして、本日5件の農林規格の改正についての原案を了承していただいたわけでございます。

以上をもちまして、農林物資規格調査会の農林産部会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会